



中小企業連絡部局

日 EU・EPA 合同委員会第 3 回会合への共同活動報告

(仮訳) ※正式には[英文](#)を御参照下さい。

日 EU・EPA（本 EPA）では、第 20 章（第 20.1 条から第 20.4 条）において、中小企業について言及しています。本 EPA において、日本と EU は、中小企業章の規定及び本 EPA の他の規定であって、中小企業に関連する事項についての協力の促進を追求することの重要性を認識しています。この観点から、本 EPA 第 20.3 条において、双方は中小企業章を実施するための「中小企業連絡部局」を指定し、本 EPA の利益が中小企業にとって最大化されることを目指しています。

2021 年 2 月 22 日、中小企業連絡部局はテレビ会議システムを通じて会合を行いました。様々な議題の中で、双方は中小企業章の情報共有に関する規定（第 20 条 2 項）を実施するための取組について報告しました。その詳細は以下の通りです。

EU 側の活動

ポータルサイト「Access2markets」

欧州委員会は 2020 年 10 月、統合的原産地規則自己評価ツール（ROSA）を含むポータルサイト「Access2Markets」（1）を開設し、国際化を目指す企業に対するコミュニケーションとアウトリーチの取り組みにおける重要なマイルストーンとしました。

Access2Markets は、相互の市場における輸出入に関心を持つ日欧双方の企業に対し（2）、無料で、簡単に検索できかつ使いやすい方法で最新情報を豊富に提供するものであり、本 EPA の説明的概要、EU と日本双方の関税・税金・割当・輸入及び通関手続き、本 EPA の特惠関税率の適用を受けるための主な原産地規則と手続き（3）、製品要件に関する非技術的で分かりやすい情報（例：ラベル・包装・健康と安全に関する技術規則と要件、適用される

¹<https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/home>

² 第三国の関税、税金、手続きやフォーマットは、EU 加盟国および加盟国についてのみ表示されています。<https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/content/sources-and-copyright>

³ さらに、ROSA では、EU の貿易協定に基づく優遇措置を受けるためのルールを自社製品が満たしているかどうかを評価するための質問項目が用意されています。また、ROSA には、関税優遇措置を受けるために原産地証明として必要な書類に関する明確な説明があり、様々な協定における規則を比較する機能も含まれています。

環境法等）、EU と日本で適用される知的財産権と地理的表示に関する情報、EU と日本の企業が互いの市場での入札参加方法を知ることができる公共調達規則に関する情報、日欧産業協力センター・見本市・その他の関連ネットワーキング・プラットフォームへのリンクを含む中小企業向けオンラインツールとサービスに関する専用ページ等に関する情報を提供しています。

Access2Markets は開設以来、好評を博しており、1 日の平均利用者数は大幅に増加して約 1 万人に達し、そのうちの 70% が EU からのアクセスとなっています。2021 年の最初の 5 ヶ月間において、日本からのアクセスが 2500 件近く登録され、この期間の検索結果全体の 1.8% が日本に関するデータに関するものでした。

欧州委員会は、Access2Markets がすべての加盟国におけるビジネスにとっての情報源となるよう、Access2Markets（ROSA を含む）の操作方法に関する研修やイベントを通じて、重要なアウトリーチ活動を実施しました。Access2Markets は、EC 代表部、エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク、EU 代表部、加盟国の報道機関、地元の関係者、商工会議所、貿易振興機関、加盟国のビジネス団体、市場アクセス諮問委員会など、幅広いパートナーを通じて宣伝されました。

日本側の活動

中小企業による本 EPA の活用を促進するため、外務省のウェブサイトでは、関連ポータルサイトや各種支援サービスに関する情報をまとめて紹介しています。

https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page23e_000546.html

代表的なものは以下のとおりです。

ジェトロの EU ビジネス情報および関連支援サービス一覧のウェブサイト

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

<https://www.jetro.go.jp/services/list.html>

ジェトロ（日本貿易振興機構）は、日本と世界の相互の貿易・投資の促進を図る政府関連機関。1958 年に日本の輸出を促進するために設立されたジェトロは、21 世紀に入ってから、日本への海外直接投資の促進や日本の中小企業の世界的な輸出の可能性を最大限に引き出すための支援に重点を移しています。

ジェトロは、中小企業を含む日本企業の海外市場への販路開拓や拠点設立を目的とした様々な支援制度を提供しており、その多くは自己負担なしで利用可能です。

中小企業に特化した支援の例は以下のとおりです。

"新輸出大国コンソーシアム"

「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みは、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など日本企業の海外展開を支援する全国1,125もの機関（2021年2月22日現在）で構成されています。この枠組みは、日本の中小企業がEPAを最大限に活用し、海外市場において新たな販路を開拓し、事業を拡大することを支援することを目的に設立されたものです。

この仕組みを活用し、中小企業が海外市場の需要を取り込めるよう、関係機関と連携して、海外進出計画の策定、市場調査、海外との商談設定、バイヤー選定、海外拠点設立・操業開始、販路確保など、海外事業の各段階において、専門家が支援を行っています。

この枠組みの支援を受けている中小企業は 9,068 社、ジェトロのハンズオン支援プログラムにより海外進出に成功した企業は 1,132 社（うち中小企業 1,075 社、そのうち 272 社が EU を対象とした海外展開）（2021 年 2 月末現在）となっています。

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2022/0f885ee3faef4a45.html>

"中小企業海外展開現地支援プラットフォーム"

ジェトロは、「中小企業海外展開プラットフォーム」を設置し、海外ビジネス展開や海外での事業拡大を目指す日本の中小企業を支援しています。

現地での知見、地場企業、地元政府当局等とのネットワークに強みを持つ現地在住のコーディネーターを各プラットフォームに配置し、日本の中小企業に対し、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関するご相談に対応しています。EU 域内に設置されたプラットフォームでの対応件数は、2021 年度：パリ 172 件、デュッセルドルフ 318 件（2021 年 12 月 31 日現在）、2020 年度：パリ 211 件、デュッセルドルフ 219 件（対応件数のうち約 85%は輸出の相談に関するもの）。2022 年 1 月より、プラハでもサービスを開始しました。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/fr_paris/platform.html

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/de_dusseldorf/platform.html

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cz_praha/platform.html

"中小企業海外ビジネス人材育成塾"

ジェトロは、中小企業に対して海外ビジネスを中核的に推進できる人材を育成するため、基礎研修で海外展開戦略の策定や戦略の進め方、海外現地専門家等による個別コンサルティング等をオンライン講座として提供しています。2019 年度から 2021 年度までの 3 年間で、中小企業 427 社、495 名がこの研修に参加しました。このうち、79 社 83 名に対して 7 カ国（オーストリア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フランス、ポーランド、ルーマニア）の現地専門家がアドバイスをを行いました。

<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei.html>

<https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2021/05/3ec3a98e223f7a06.html>

EUに特化した内容としては、EU市場向けの食品分析・食品表示に関する支援を行いました（本サービスは2021年3月31日をもって終了しました。）。

また、ジェトロでは、米国 FedEx Trade Networks 社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」サービスを日本の居住者向けに無料で提供しています。

原産地規則ポータル

もう一つの好例は、税関が設ける「原産地規則ポータル」です。このポータルサイトでは、日本が結ぶ全 EPA の品目別原産地規則が検索可能です。経済連携協定は同一の HS バージョン（HS2002, HS2007, HS2012, HS2017）において複数選択することができ、日 EU・EPA は日米貿易協定及び日英 EPA と比較できます。（2021 年 2 月 22 日時点。同年 9 月、より一層の利便性向上の観点から仕様を変更し、国及び品目ごとに利用可能な EPA の品目別原産地規則を比較できるようになりました。）

中小企業が本 EPA の恩恵を受けることを支援する日欧産業協力センターの活動

日欧産業協力センターは、中小企業を支援するための様々なツール、サポート、サービスを統合した一貫性のある「パッケージ」を提供しています。以下の表は、中小企業が本EPAの恩恵を受け、国際化することを支援するために同センターが実施する活動の一覧です。

活動内容	目的	2020 年に達成されたこと
EPA ヘルプデスク	EPA とは何か、どのようなメリットがあるのか等、中小企業に実践的な情報を提供するために、同センターは EPA ヘルプデスクを設置しています。EPA ヘルプデスクは、本 EPA が創出する機会に対する認識を高め、EU の中小企業がその機会を活用できるよう支援します。また、EU の中小企業が関連情報を探す際の支援や案内も行っています。日本製品の輸入に焦点を当てた簡潔なファクトシートの作成やハンドブックの発行、様々な産業分野（例：農産物、医薬品、医療機器等）および／または本 EPA の法的・技術的トピック（例：原産地規則、衛生植物検疫措置、地理的表示等）に関するウェビナーを開催しています。	EPA 関連ウェビナー 16 件に 925 名が参加。 ファクトシート 18 件 お問い合わせ 88 件

	https://www.eu-japan.eu/epa-helpdesk この EPA ヘルプデスクは、同センターが設置している (i) 公共調達、(ii) 技術移転（知財を含む）、(iii) クラスターおよび地域協力に関する他のヘルプデスク との相乗効果をもって機能しています。以下の項目を 御参照ください。	
日本の税と 公共調達 (JTPP) ヘルプデス ク	本 EPA に含まれる公共調達においても、既に同センタ ーが設置したヘルプデスクの恩恵を受けています。こ のヘルプデスクは、欧州の中小企業の日本での商業活 動を支援することを目的とし、オンライン照会サービ ス、「専門家に聞く」サービス、公共調達市場クイッ クスキャンサービス、サプライヤー資格取得支援、入 札通知や関連ニュースを厳選した週刊ダイジェストや ツイッターなどの情報サービス、本分野の専門家によ る頻繁なウェブセミナー開催などの幅広いサービスを 提供しています。また、この年には、ヘルプデスクが 毎年開催している日本の公共調達に関するマスターク ラス/ワークショップを開催しました。このワークショ ップは、EU 加盟国を代表する大使館、貿易促進機関、 商工会議所の商業カウンセラーなどの情報伝達者を対 象としています。日本の政府調達市場をより良く理解 するための実践的な情報やツールを提供し、中小企業 が日本でより効果的に入札契約を獲得するためのサポ ートを提供します。 https://www.eu-japan.eu/japan-tax-public-procurement-helpdesk	お問い合わせ 83 件 （「専門家に聞く」 72 件＋クイックスキ ャン 4 件＋入札監視 依頼 7 件） メールマガジン登録 数 157 件
技術移転へ ルプデスク	技術移転ヘルプデスクは、日本と EU の企業、大学、 研究機関、個人の方々が、技術を探し、技術移転の仕 組みを理解するステップにおいて、日 EU 双方の現在 利用可能な技術に関する知識のギャップを埋めること を支援することを目的としています。 http://www.eu-jp-tthelpdesk.eu/	ウェブサイト利用者 数 6,602 名 ヘルプデスクへのお 問い合わせ件数/顧 客数 37 件 セミナー/ウェビナ ー参加者数 500 名以 上
地域協力へ	日 EU 地域協力ヘルプデスクは、本 EPA と持続可能な	2021 年において

ヘルプデスク	連結性に関する日 EU パートナースhipを十分に活用するために、欧州の地域と関係者、日本の都道府県と関係者を動員する新しい（2020 年末に発足）地域協力プラットフォームです。地域協力ヘルプデスクは、産業、貿易、投資、技術革新、観光、人の移動の面での協力を促進します。本ヘルプデスクは、欧州クラスター連携プラットフォーム、ジェトロ地域間交流支援事業（RIT。本サービスは 2021 年 3 月 31 日に終了）、エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク、ホライズン 2020、欧州地域ネットワークなど、地域やビジネスの協力を促進する日本と EU のイニシアティブと地域のエコシステムを結び、日欧のベストプラクティスを紹介・共有する機会を提供しています。 このヘルプデスクは、欧州の欧州日本学研究所（CEEJA）と日本の自治体国際化協会（CLAIR）が代表を務める日 EU 間の「タンデム」方式によって運営されています。 https://www.ejrc-helpdesk.eu/	既存協力のベストプラクティスに関するウェビナー 4 件 会議 1 件 EU と日本のクラスター、地域、都道府県、市町村のマッチング 1 件
日本への準備「Get Ready for Japan」プログラム	2 週間の「Get Ready for Japan」プログラムは、EU のビジネス・マネジャーに、日本のビジネスと技術の成果を定義し説明する、文化的・経済的要素を体験し理解するユニークな機会を提供します。日本でのビジネスに関する最新の期待に応えるべく継続的に改善されてきた「Get Ready for Japan」プログラムは、EU のビジネスマンに日本に関する専門知識を提供します。 https://www.eu-japan.eu/events/get-ready-for-japan-training-programme	参加者 9 名
日本における EU ビジネス「EU Business in Japan」プログラム	「EU Business in Japan」プログラムでは、日本特有の産業に関する幅広いトピックについて、情報、レポート、ウェビナーを提供しています。情報へのアクセスは、登録メンバーのみとなっています。 http://www.eubusinessinJapan.eu/	登録会員数 2,233 名 レポート 7 件 ウェビナー 21 件 参加者 810 名
EEN（エンタープライズ・ヨーロッパ・ネット	同センターは「エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク」（EEN）の日本におけるメンバーです。	ユーザー数 1,138 名

ツパ・ネットワーク)	EEN ジャパンと他の EU・EEN パートナーとの間で共同開催された EEN の活動には、27 件の仲介イベントやミッションがあり、合計 680 の会合が手配されました。 14 件のイベントとセミナーを開催し、148 名のパートナー、出席者、聴衆と EEN のプロモーションを行いました。 EEN ジャパンは、依頼件数をさらに拡大するため、EEN のパートナーと共同で、「輸出支援」と「異文化理解」のオンラインワークショップを開催しました。このワークショップは、EU の中小企業が日本のビジネス交渉や市場参入プロセスに対応できるようにすることを目的としており、本 EPA の利点をさらにアピールする機会ともなりました。 https://www.een-japan.eu/	EEN サポートワークショップ参加者数 299 名 情報ヘルプデスクユーザー143 名 パートナーシップ契約 10 件 パートナーシップ契約への間接的支援 15 件 EU・EEN パートナーからの問い合わせ 158 件
意識改革と中小企業への働きかけ	同センターは、中小企業へのアプローチとして、EEN、TPO（Trade Promotion Organization）、EBO（European Business Organisation）、ECCP（European Chamber of Commerce of the Philippines）などの EU のネットワークやツールをフルに活用しています。例えば、センターは、ヘルシンキで開催される EEN 年次会議（2019 年 11 月）で EPA 実施に関する特別セッションを開催し、欧州域内外の他の EEN メンバーと経験やベストプラクティスを共有するなどしています。 また、同センターは、研究・イノベーションプログラムである「Horizon 2020」のナショナルコンタクトポイントでもあります。さらに、ニュースレター、出版物、SNS を通じた強力なコミュニケーション戦略を展開しており、Euronews Business Planet プログラムのインタビューも行っています。 https://www.eu-japan.eu/summary-activities	センターニュースレターとソーシャルネットワークの存在 www.eu-japan.eu/newsletter & www.eu-japan.eu/news

本 EPA による制度のもとで開催される研究会やウェビナーなどの情報共有の取組

1. 日本における政府調達に関する EU 側サプライヤーのためのガイド（2020 年 9 月発行） -

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159028.pdf

本ガイドは、EU 企業（中小企業を含む）に対して、本 EPA の政府調達関連条項に関する解説と、日本での政府調達への入札の検索・申請方法に関する実践的なアドバイスを提供することを目的としています。

2. 日 EU・EPA が日本の皮革製品市場に与える影響に関する調査（2020 年 10 月発行） -

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159027.pdf

本 EPA は、特定の EU 産皮革製品に対する複雑な関税割当（TRQ）制度を撤廃し、時間の経過と共に削減または撤廃される予定である輸入関税を導入しました。本調査は、EU 企業が本 EPA による市場アクセスの機会を最大限に活用する方法を評価するのに役立つよう、日本の皮革製品市場（特に靴と鞆）について記述しています。

3. EPA 進捗報告書と EPA ビジネス調査（EPA 進捗報告書は 2020 年 8 月に発行） -

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159026.pdf

これらの調査は、本 EPA の実施に関する進捗状況を把握するとともに、本協定を円滑に実施するために更なる活動が必要な分野を事業者の協力のもとで特定するために実施されました。

2020 年 11 月に関連ウェビナーを開催し、上記の調査研究内容を事業者に提示し、議論しました。

4. 原産地規則のガイドライン

1. 日 EU・EPA ガイダンス：同一製品の複数出荷のための原産地証明書
2. 日 EU・EPA ガイダンス：輸入者の知識
3. 日 EU・EPA ガイダンス：情報の機密性
4. 日 EU・EPA ガイダンス、要求、確認、否認
5. 日 EU ガイダンス、原産地に関する申告

こちらから御覧いただけます。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en

2020 年 2 月に東京と大阪で 2 つの EPA 原産地規則合同セミナー（日 EU・EPA 発効 1 周年記念セミナー）を開催し、主に日 EU・EPA 原産地規則の実務につき説明しました。

5. 日 EU・EPA 解説書

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

ジェトロでは、本 EPA の発効時に「日 EU・EPA 解説書」を作成・公表し、本 EPA 特恵関税率の調べ方、関税削減メリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続きなどを解説しています。2020 年 3 月改訂版では主に、欧州委員会が 2019 年 12 月に新たに公表したガイダンスの内容を反映し、原産地に関する申告文を作成できる者や、申告文を記載できる文書についてより詳細に解説しています（5-2-1 特恵待遇の要求等）。

6. EPA 利活用事例パンフレット

【貿易事業者必読】EPA で新たなビジネスチャンスを開く！—EPA 制度概要と 利活用事例 16 社の紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/pdf/EPAjirei.pdf

経済産業省監修の下ジェトロが発行した本パンフレットでは、EPA の制度概要、や EPA を利用するメリット・手順を記載しているほか、16 の企業の EPA 利活用事例を紹介しています。

7. 貿易投資相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

EPA 相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

ジェトロ本部、地方事務所、海外事務所に設置された日本企業向け相談窓口では、EPA の利活用を含めた輸出入や海外進出の実務に関する企業からの多種多様な問合せにきめ細やかに対応しています。

8. EPA セミナー

事業者の EPA に対する理解を深めるため、特に中小企業による EPA 利用促進を目的として、ジェトロのほか、外務省、経済産業省、財務省、農水省が日本各地で国内説明会を実施（2019 年 4 月から 2020 年 8 月に 174 回開催。）。また、EU 加盟国内の日本大使館でも日本企業向け説明会が行われています。